

西興部村下水道事業経営戦略(令和3年度見直し)

団 体 名 : 西興部村

事 業 名 : 公共下水道事業・個別排水処理施設整備事業

策 定 日 : 令和 4 年 2 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	公共下水道 平成10年11月 個別排水事業 平成15年設置	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適用
処理区域内人口密度	公共下水道 13.4人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無し
処 理 区 数	公共下水道～西興部処理区(西興部市街地区・上興部市街地区)、個別排水事業～公共下水道区域外		
処 理 場 数	公共下水道～西興部村下水道終末処理場(1箇所)、個別排水事業～合併浄化槽設置22基		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	広域化のメニューとして、薬品の共同購入、脱水ケーキの共同処理、維持管理委託の共同発注などを検討中。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	基本使用料 10m3まで 1,570円、超過使用料 10m3を超えるもの:1m3につき140円						
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方							
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	高齢者世帯用(世帯全員70歳以上) 基本使用料 6m3まで 920円、6m3を超え10m3まで 1,570円、 超過料金10m3を超えるもの1m3につき140円						
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成30年度	2,890	円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成30年度	2,587	円
	令和元年	2,970	円		令和元年	2,610	円
	令和2年	2,970	円		令和2年	2,575	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	水道係 2名(内1名他係り兼務)
事業運営組織	公共下水道事業の供用開始から、水道係で事業運営を行っています。個排事業も同様。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	建設当初から処理場に係る施設維持管理業務、運転管理業務、水質分析業務、電気保安業務、消防用点検委託業務については、民間企業に委託しています。個排事業についても同様。
	イ 指定管理者制度	現在の民間委託を継続していく予定であり、指定管理者制度の導入の予定はなし。
	ウ PPP・PFI	村内において、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用できる主な企業がない状況。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	これまでどおり下水道事業の実施に伴い生じる下水汚泥は、民間企業に搬入し副資材と混合攪拌し堆肥化後、必要量を購入し道の駅花夢で使用。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	未利用の土地及び施設はなし。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

令和3年度に策定しました、令和2年度決算「経営比較分析表」を添付しています。法非適事業として実施しているため、該当数値がない項目があります。

2. 経営の基本方針

安全で快適な下水道サービスを持続的・安定的に提供します。

- 1.きれいな河川を守ります。
- 2.安全・安心な生活を支えます。
- 3.健全な経営で事業を継続します。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

令和元年度に国庫補助事業によるストックマネジメント計画を策定し、令和2年度から令和6年度の整備計画にて下水処理場内及びマンホールポンプの機械・電気の改築・更新事業を実施中。

② 収支計画のうち財源についての説明

<収益的収入>

主な収益的収入は、営業収益の使用料収入、営業外収益の一般会計繰入金となっている。
使用料収入は、人口減少により減収は避けられないものと想定していますが、新規接続等もあり、料金収入は現状と変わらない状況となっている。
一般会計繰入金については、繰り出し基準に基づく高資本対策経費及び分流式下水道に係る経費に対する繰入を見込んでいる。

<資本的収入>

資本的支出(投資)に係る財源は、補助事業に係る国庫補助金を事業費の1/2程度見込んでいるほか、企業債の借り入れで財源を確保している。
企業債の償還については、一般会計繰入金を充当。
一般会計繰入金については、臨時財政特例債元金相当分を繰り出し基準に基づき財源とし、経営の安定を図るため基準外での繰入を見込んでいる。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

処理場に係る施設維持管理業務、運転管理業務、水質分析業務、動力費、薬品費、修繕費を含んだ民間委託をしている。
職員給与費等については、担当者1名分を下水道会計と簡易水道会計で1/2ずつ計上している。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	広域化のメニューとして、薬品の共同購入、脱水ケーキの共同処理、維持管理委託の共同発注などを検討中。
投資の平準化に関する事項	ストックマネジメント計画に基づき、下水道終末処理場内、各マンホールポンプ改築・更新事業を進める。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現在の民間委託を継続して、経費の効率化を図る。
その他の取組	

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	料金の改定については、令和6年度より始まる公営企業会計に移行後に検討。
---------------	-------------------------------------

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在の民間委託を継続し、経費の効率化を図る。
職員給与費に関する事項	計画期間中は従前どおり、水道係1名分を下水道特別会計、簡易水道特別会計にそれぞれ1/2ずつ計上。
修繕費に関する事項	施設の延命を図るうえで、修繕計画を策定し適切な維持管理を図る。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	5年ごとに見直しを行い、事後検証及び更新を図ってまいります。
---------------------	--------------------------------

経営比較分析表（令和2年度決算）

北海道 西興部村

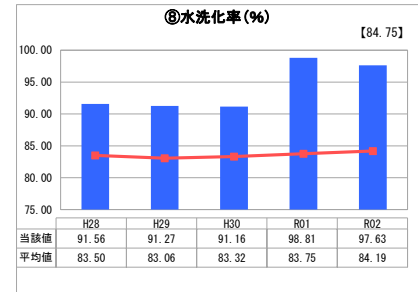
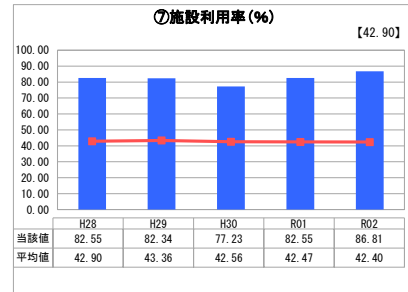
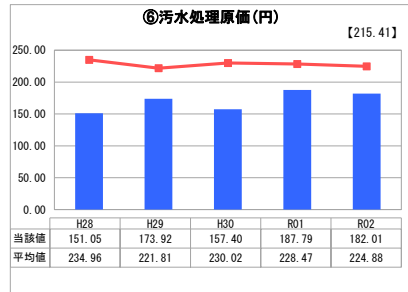
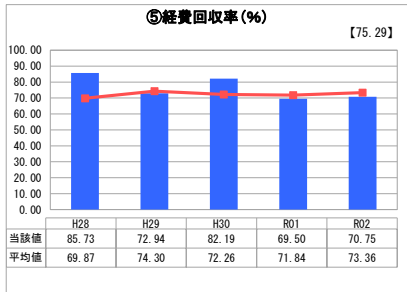
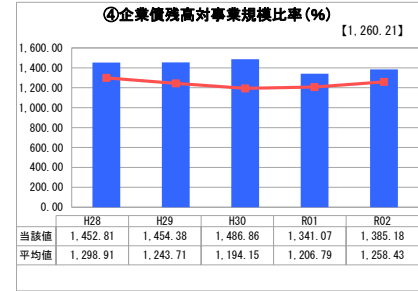
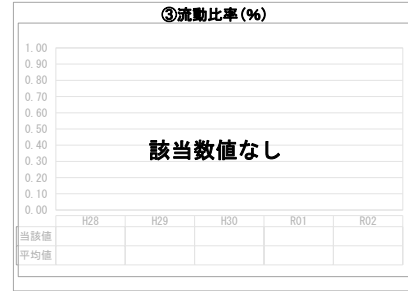
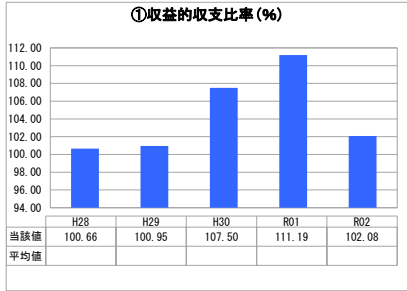
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	88.81	90.00	2,970

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
1,058	308.08	3.43
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
929	0.70	1,327.14

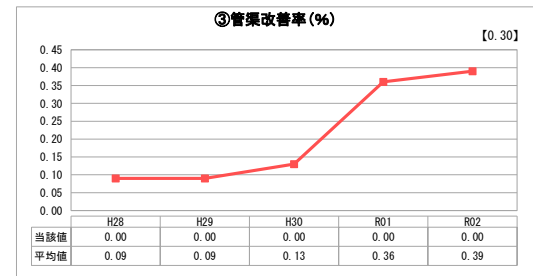
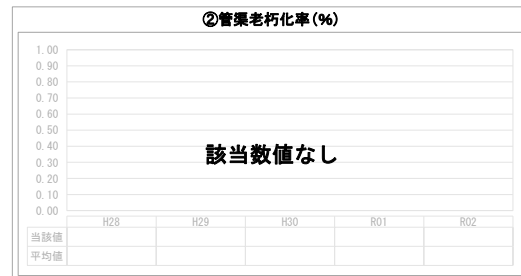
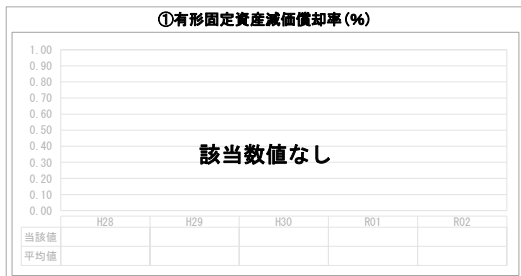
グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 令和2年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

下水道事業を運営するには、本来であれば料金収入をもって賄う事が当然であるが、小規模自治体であり、料金収入だけで賄うと住民の負担増となってしまうことから、一般会計繰入金が不可欠となっているのが現状である。

令和2年度については、前年度に対し総費用増に伴う一般会計繰入金の増があったため、経費回収率の減、汚水処理原価の増となった。

平成25年度より、下水終末処理場及び10箇所あるマンホールポンプ所の長寿命化計画を策定し、機械・電気設備の改築・更新事業に着手。また、令和2年度よりストックマネジメント計画に基づき、同様に改築・更新事業を行う予定である。それに伴い企業債残高が増加することが予想される。

2. 老朽化の状況について

機械・電気設備については長寿命化計画に基づき改築・更新を行っている。

令和2年度からはストックマネジメント計画により、管路も合わせ、点検・修繕も含め、費用の標準化を図り対応していく。

なお、管路については、最も古い管路で平成6年布設、平成25年に管路内カメラ調査を実施。また、定期的に点検・清掃をしており、現状問題はない。

全体総括

今後有収率の向上を目指し、主にソフト面の広域化検討も視野に入れ、無駄なく適正な維持管理に努める。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

経営比較分析表（令和2年度決算）

北海道 西興部村

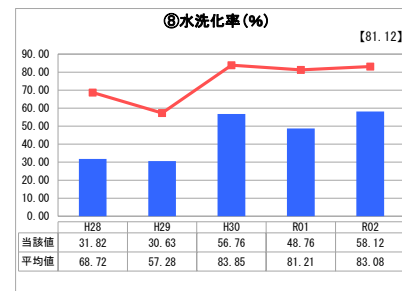
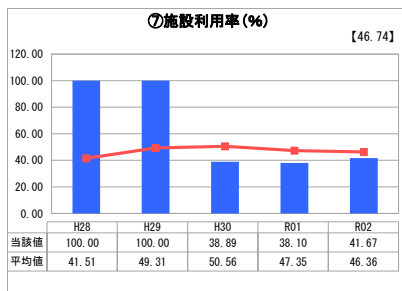
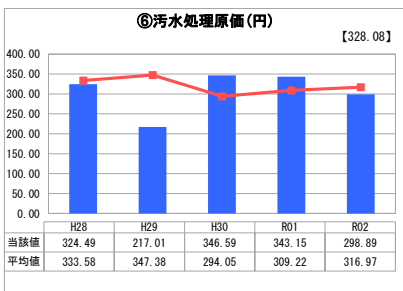
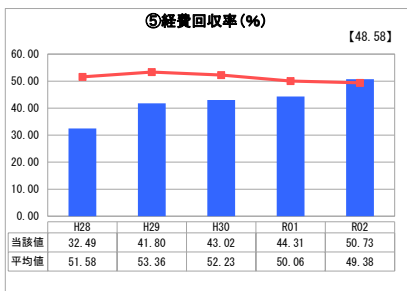
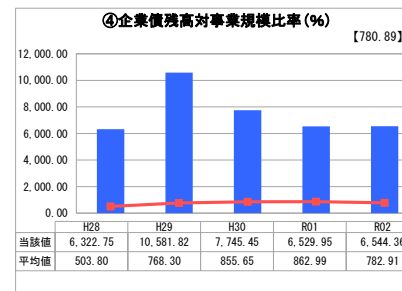
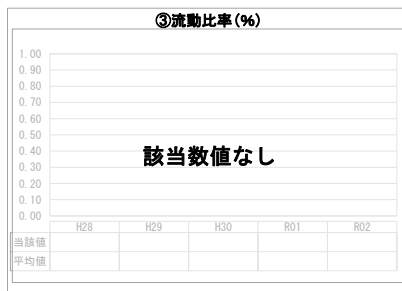
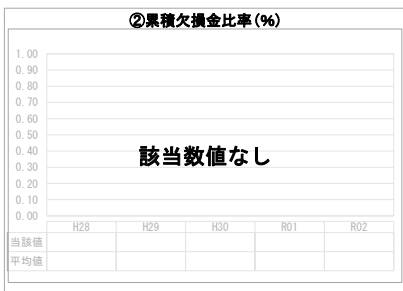
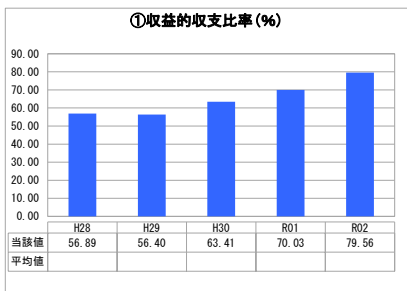
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	個別排水処理	L2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	11.19	100.00	2,970

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
1,058	308.08	3.43
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
117	308.00	0.38

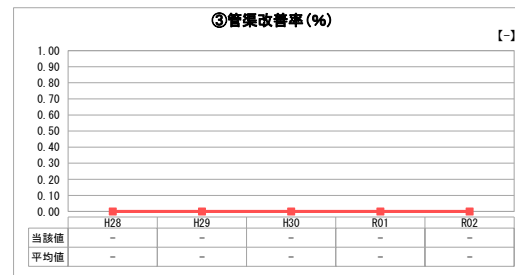
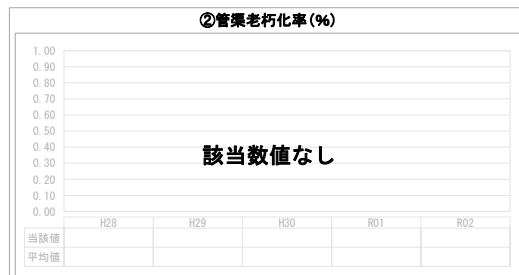
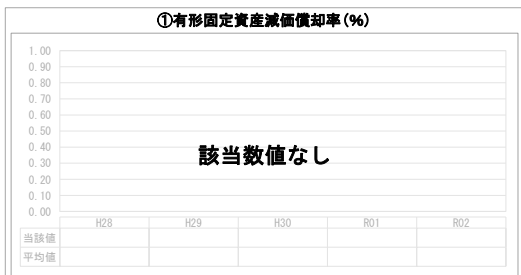
グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 【】 令和2年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

当事業は、下水道区域外の合併浄化槽設置事業である。
令和2年度については、前年度に対し総収益増及び総費用増により収益的収支比率が増となった。
現在設置件数が24件と少数であるため、料金収入だけで賅うことは不可能であり、一般会計繰入金が必要不可欠である。

2. 老朽化の状況について

平成15年度に事業着手し、最も古いもので18年経過。浄化槽の本体耐用年数が20～30年であるため、現状では問題ない。

全体総括

下水道区域外の水洗化向上を目指しているが、単独浄化槽の設置家屋、また、水洗化予定のない高齢者世帯の住宅があるため、今後の合併浄化槽設置向上は難しい状況にある。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

収 支 計 画 （下水道事業・個別排水事業）

（単位：千円 %）

区 分		年 度											
		02 (決算)	03 (決算見込)	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13
収益的収入	1 総 収 益 (A)	58,095	59,577	24,010	23,024	23,951	23,832	23,721	23,931	23,890	23,922	24,055	24,117
	(1) 営 業 収 益 (B)	18,443	18,814	19,193	18,656	19,100	19,400	19,700	20,000	20,300	20,600	20,900	21,200
	ア 料 金 収 入	18,443	18,814	19,076	18,656	19,100	19,400	19,700	20,000	20,300	20,600	20,900	21,200
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウ そ の 他	0	0	117	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 営 業 外 収 益	39,652	40,763	4,817	4,368	4,851	4,432	4,021	3,931	3,590	3,322	3,155	2,917
	ア 他 会 計 繰 入 金	36,850	37,080	2,181	2,884	2,151	1,732	1,321	1,231	890	622	455	217
	イ そ の 他	2,802	3,683	2,636	1,484	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700
	2 総 費 用 (D)	29,797	26,680	27,946	31,699	24,369	24,334	24,605	24,641	24,758	24,960	25,107	25,338
	(1) 営 業 費 用	26,380	23,722	25,447	29,619	22,256	22,641	23,328	23,717	24,107	24,499	24,793	25,189
	ア 職 員 給 与 費	3,582	3,713	3,814	4,176	4,256	4,341	4,428	4,517	4,607	4,699	4,793	4,889
	うち退職手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	イ そ の 他	22,798	20,009	21,633	25,443	18,000	18,300	18,900	19,200	19,500	19,800	20,000	20,300
	(2) 営 業 外 費 用	3,417	2,958	2,499	2,080	2,113	1,693	1,277	924	651	461	314	149
	ア 支 払 利 息	3,417	2,958	2,499	2,080	2,113	1,693	1,277	924	651	461	314	149
うち一時借入金利息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	28,298	32,897	△ 3,936	△ 8,675	△ 418	△ 502	△ 884	△ 710	△ 868	△ 1,038	△ 1,052	△ 1,221	
資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	70,030	62,329	73,475	108,737	70,869	73,848	74,229	71,239	67,820	63,938	62,075	51,483
	(1) 地 方 債	39,100	29,200	19,100	26,200	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
	資本費平準化債												
	(2) 他 会 計 補 助 金	930	1,281	38,695	51,517	40,869	43,848	44,229	41,239	37,820	33,938	32,075	21,483
	(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(5) 国 (都道府県) 補 助 金	30,000	31,848	15,680	31,020	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
	(6) 工 事 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(7) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2 資 本 的 支 出 (G)	98,808	94,823	69,623	100,101	70,252	73,142	73,445	70,634	67,053	63,004	61,020	50,262
	(1) 建 設 改 良 費	71,084	65,267	36,862	62,940	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
	うち職員給与費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	27,724	29,556	32,761	37,161	40,252	43,142	43,445	40,634	37,053	33,004	31,020	20,262
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 済 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 28,778	△ 32,494	3,852	8,636	617	706	784	605	767	934	1,055	1,221	

様式第1号（法非適用企業）

収 支 計 画

（単位：千円 %）

区 分	年 度											
	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13
収支再差引(E)+(I) (J)	△ 480	403	△ 84	△ 39	199	204	△ 100	△ 105	△ 101	△ 104	3	0
積立金(K)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度からの繰越金(L)	746	266	669	585	546	745	949	849	744	643	539	542
前年度繰上充用金(M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
形式収支(J)-(K)+(L)-(M) (N)	266	669	585	546	745	949	849	744	643	539	542	542
翌年度へ繰り越すべき財源(O)												
実質収支 (N)-(O)	266	669	585	546	745	949	849	744	643	539	542	542
赤字(P) 赤字(Q)												
赤字比率 $(\frac{Q}{(B)-(C)}) \times 100$	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
収益的収支比率 $(\frac{A}{(D)+(H)}) \times 100$	101.0	105.9	39.6	33.4	37.1	35.3	34.9	36.7	38.7	41.3	42.9	52.9
地方財政法施行令第20条第1項により算定した 資金の不足額(R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営業収益-受託工事収益(B)-(C) (S)	18,443	18,814	19,193	18,656	19,100	19,400	19,700	20,000	20,300	20,600	20,900	21,200
地方財政法による 資金不足の比率 $((R)/(S) \times 100)$	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第16条により算 定した資金の不足額(T)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行規則第6条に規定 する解消可能資金不足額(U)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第17条により算 定した事業の規模(V)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 $((T)/(V) \times 100)$ (R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計借入金残高(W)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債残高(X)	284,323	295,699	316,043	324,882	337,552	359,333	325,561	296,965	270,776	246,276	223,927	201,663

○他会計繰入金

（単位：千円）

区 分	年 度											
	02 (決算)	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13
収益的収支分	36,850	37,080	2,181	2,884	2,151	1,732	1,321	1,231	890	622	455	217
うち基準内繰入金	25,795	25,956	1,527	2,019	1,506	1,212	925	862	623	435	319	152
うち基準外繰入金	11,055	11,124	654	865	645	520	396	369	267	187	137	65
資本的収支分	930	1,281	38,695	51,517	40,869	43,848	44,229	41,239	37,820	33,938	32,075	21,483
うち基準内繰入金	651	897	27,087	36,062	28,608	30,694	30,960	28,867	26,474	23,757	22,453	15,038
うち基準外繰入金	279	384	11,609	15,455	12,261	13,154	13,269	12,372	11,346	10,181	9,623	6,445